3　〔略〕

（特例）

第七条　〔略〕

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　都宮市　甲府市　広島市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	仙台市　ひたちなか市　宇
五五一、五六〇円	五三三、六五八円	五二九、一八一円	五一五、七五一円	五〇六、七九七円	四八八、八九〇円

札幌市　栃木市　上記以外の市　町村	四七五、四五九円	四六二、〇二九円

〔3～5　略〕

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。

3　〔同上〕

（特例）

第七条　〔同上〕

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　都宮市　甲府市　広島市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	仙台市　ひたちなか市　宇
五四六、七二七円	五二八、九八二円	五二四、五四五円	五一一、二三六円	五〇二、三六二円	四八四、六一七円

札幌市　栃木市　上記以外の市　町村	四七一、三〇八円	四五七、九九八円

〔3～5　同上〕

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

3　第二条の規定による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和元年十月一日から適用する。

4　前二項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。